

東京都社会的責任調達指針に係る
通報受付窓口

業務運用基準（骨子）

東京都

「東京都社会的責任調達指針」に係る通報受付窓口 業務運用基準（骨子）

1 実施体制

1. 1 東京都

- ・ 東京都（以下「都」という。）は、東京都社会的責任調達指針（以下「調達指針」という。）に係る通報受付窓口（以下「通報受付窓口」という。）を設置し、その運用業務を実施する。
- ・ 都は、通報受付窓口の運用に当たり、必要に応じて、関係する受注者等及びそれらのサプライチェーンを担う事業者（以下「調達関連事業者」という。）に対して、通報処理の円滑な実施に協力するよう要請する。

1. 2 助言委員会

- ・ 都は、通報受付窓口の運用に当たり、その中立性・公平性を高めるため、有識者で構成される助言委員会を設置する。
- ・ 助言委員会は、個々の通報案件の処理に当たり、専門的見地から中立の立場で助言を行う。
- ・ 助言委員会は、あらかじめ選定した複数の委員候補から、案件ごとに委員を選定し組成される。
- ・ 助言委員会は、状況に応じて、通報者と被通報者の対話に加わり、円滑な対話を促進する。

1. 3 通報受付対応点検委員会

- ・ 都は、通報受付窓口の運用に当たり、その適正な運用を図るため、有識者で構成される通報受付対応点検委員会を設置する。
- ・ 通報受付対応点検委員会は、通報受付窓口が対応を行った通報について、定期的に確認を行う。
- ・ 通報受付対応点検委員会は、その対応プロセスについて、確認及び意見し、都は、通報受付窓口の運用についてPDCAサイクルにより、改善を図る。

2 対象案件

- ・ 通報受付窓口は、都が調達する工事・物品等に関する案件であって、調達指針の不遵守に関する通報（調達指針の不遵守又はその疑いを生じ得る具体的事実に基づく内容のもので、サプライチェーンにおけるものを含む。）を対象とする。
- ・ 対象となる工事・物品等は履行期間中のものを原則とする。ただし、不遵守の事実を知り得たのが履行期間終了後の場合には、履行期間終了後 1 年以内の通報についても受け付ける。

- ・ ただし、以下に該当する案件は対象外とする。
 - ・ 国又は地方公共団体その他公共団体が設置した他の紛争処理手続において係争中であって、当該紛争処理手続と本通報受付窓口における手続の争点が実質的に同一であることにより、本基準の目的に照らし本通報受付窓口における手続を開始する必要がないと認められる場合
 - ・ 実質的に同一の案件について既に本通報受付窓口における手続が行われている場合（ただし、新たな事実に基づく通報はこの限りでない。）
 - ・ 悪意のある通報、非常に些細な事案に関する通報、あるいは、競争有利を得るために作られた通報その他本通報受付窓口における手続を開始することが明らかに適切でないとして認められる場合

3 通報者

- ・ 調達指針の不遵守の結果として、負の影響を受けた又は相当程度の蓋然性^{がい}で将来負の影響を受けると考えられる当事者をはじめとするステークホルダー（個人、グループ、コミュニティ及びそれらの代理人）

4 通報処理プロセス

- ・ 通報受付窓口における通報処理の標準的なプロセスは以下の(1)から(6)のとおりとする。
- ・ なお、本業務運用基準において「当事者」とは、調達指針を遵守していない、又は遵守していない可能性のある者及び調達指針の不遵守によって負の影響を受ける、又は負の影響を受ける可能性のある者を指す。

(1) 通報及びその受付

- ・ 通報者は、必要事項（通報者の氏名等、調達物品等に係る情報、不遵守の具体的事実及び負の影響との因果関係など）を入力・記載して、専用のメールアドレスに送信する方法で通報し、都はその受信をもってこれを受け付ける。
- ・ 書面で通報する場合は、都の指定する場所への郵送・配達により受け付ける。

(2) 処理開始案件の審査

- ・ 都は、受け付けた通報について、「2 対象案件」等に照らして処理手続を開始するか審査し、その結果を通報者に通知する。
- ・ 他の適切な紛争処理手続がある場合は、当該手続を案内する。

(3) 情報の収集及び助言委員会の組成

- ・ 都は、(2)において処理手続を開始すると判定した案件について、当事者等からそれぞれ情報を収集・整理する。
- ・ 都は、被通報者との双方向のコミュニケーションを通じて積極的な協力を求めつつ、当事者の見解をバランス良く聴取し、「中立性」への信頼を損なわないよう、各

当事者への個別ヒアリングを行うとともに必要関係文書入手し、論点を整理する。

- ・ 必要に応じ、現地調査を実施する。
- ・ 助言委員会については、あらかじめ有識者会議の意見を聴いた上で選任した委員候補者のうちから、助言委員を選定し、遅滞なく助言委員会を組成する。
- ・ 選定された助言委員は、都に対し適宜助言を行う。

(4) 当事者間の対話

- ・ 都は、当事者による対話の機会を設け、(3)で収集した情報をもとに事実関係や論点を整理・提示する等、当事者の自主的な合意形成に向けて対話が円滑に行われるよう促す。
- ・ 助言委員会は、必要に応じ助言を行い、場合によっては対話に参加するなど、対話の促進を支援する。
- ・ 手続の進捗状況については随時当事者への連絡を実施する。

(5) 改善措置

- ・ 情報の収集及び当事者間の対話の結果、被通報者による調達指針の不遵守が認められた場合、都は、被通報者等に対し改善措置を要求し、一定期間内に改善計画書を提出するよう要求する。
- ・ 被通報者は、当該期間内に改善計画書を提出した上、都から承認された計画書に従って改善に取り組み、改善措置の進捗状況及び結果を計画書に基づき都に報告する。
- ・ 都は、改善計画や改善措置の進捗状況及び結果について必要に応じて関係者に通知する。

(6) 通報案件の処理完了の判断

- ・ 都は、被通報者から(5)の報告を受けた後、処理が適切に行われたことを確認し、当該案件の通報処理プロセスが完了したことを判断する。
- ・ 上記各手続の過程において、案件の解決、通報の取り下げ又は調達指針不遵守の事実が確認できない場合、手続を継続しても解決が見込めない場合、あるいは当事者双方の合意の上で改善措置等が不要であるとされる場合等、都が相当と認めるときは、当該案件の通報処理プロセスを終了する。